

●香川県告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年10月16日から同年11月6日まで一般の縦覧に供する。

平成21年10月16日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 高 木 孝 征

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 府中造田線（17号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町山田下字城山2371番1地先 から 綾歌郡綾川町山田下字城山2411番1地先 まで	12.4~29.6	270	平成15年香川県告示第676号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成21年10月16日